

企業投資促進制度のご案内

三重県では、令和5年度から、上質な宿泊施設を対象とする補助金を創設し、特に、南部地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市を除く、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町の計10市町）において補助金を拡充しています。ぜひ、三重県への進出や事業の拡大をご検討ください。

制度名	上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金					
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の誘致により立地するもの。 ・ 宿泊施設の立地にかかる事業を営むものであること。 					
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地又は旅館業法施行規則に基づき営業の全部を停止若しくは廃止した旨を届け出ている宿泊施設を取得し、客室数5室以上を有する新たな宿泊施設を開業するものであること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">客室数が5室以上10室未満の場合</th> <th style="width: 50%;">客室数が10室以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始時点で、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が3億円以上であること。 ・ 操業開始時点で、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が5人以上であること。 ・ 客室数のうち、2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始時点で、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が5億円以上であること。 ・ 操業開始時点で、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が10人以上であること。 ・ 客室数のうち、5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地計画の期間が認定の日から操業開始後3年を経過する日までであること。 ・ 地域ならではの食体験の提供体制を整えること。 ・ 英語で対応可能なスタッフが常駐しており、県内の広域な観光案内サービスを提供できること。 ・ 宿泊客が無料で利用可能なWi-Fi環境が整備されていること。 		客室数が5室以上10室未満の場合	客室数が10室以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始時点で、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が3億円以上であること。 ・ 操業開始時点で、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が5人以上であること。 ・ 客室数のうち、2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始時点で、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が5億円以上であること。 ・ 操業開始時点で、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が10人以上であること。 ・ 客室数のうち、5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。
客室数が5室以上10室未満の場合	客室数が10室以上の場合					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始時点で、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が3億円以上であること。 ・ 操業開始時点で、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が5人以上であること。 ・ 客室数のうち、2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始時点で、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が5億円以上であること。 ・ 操業開始時点で、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が10人以上であること。 ・ 客室数のうち、5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。 					
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定要件を全て満たしていること。 ・ 操業開始後3年間認定要件を全て維持すること。 					
補助金額	建物、機械設備等の投下償却資産額及び土地造成費用の10% （ただし、県が指定するDMOと連携して事業を実施する場合：20%） ※「南部地域」においては、建物、機械設備等の投下償却資産額及び土地造成費用の15% （ただし、県が指定するDMOと連携して事業を実施する場合：25%）					
限度額	5億円（常用雇用者数が5名以上10名未満にあつては2.5億円） （分割して交付することがあります）					
その他	当制度は公募制ではありません。三重県内において、新たな投資をご検討いただける企業におかれましては、必ず 観光振興課（059-224-2342） までご連絡ください。また、上記の要件に加え、立地地域において、高付加価値旅行者層の新たな需要を喚起しうるような、上質な宿泊施設であることを求めています。					

補助金認定申請から交付までの全体フロー図

